食品衛生法に基づく表示について (新旧対照表)

改正後 (新)						改正前 (旧)						
食品衛生法に基づく表示について(平成24年2月24日消食表第46号)						食品衛生法に基づく表示について(平成24年2月24日消食表第46号)						
(略)	(略)											
別添 1	別添 1											
1 (略)	1 (略)											
2 各記載事項	2 各記載事項											
(1)~(5)(略)	$(1) \sim (5)$ (略)											
(6)その他の表示事項	(6) その他の表示事項											
①~② (略)	①~②(略)											
② 乳児用規格適用食品であ												
乳児用規格適用食品である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示する												
こととするが、「本品は(食品衛生法に基づく)乳児用食品の規格基準が適用される食品												
です。」、「乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用規格適用」等と												
表示しても差し支えない。												
別添 2 (略)						別添 2 (略)						
別表 1						別表 1						
表示の基準一覧表						表示の基準一覧表						
表示すべき事項 名称	消費期	製造所		保健機	乳児用規格適用食	表示すべき事項	名 称	消費期	製造所		保健機	
	限又は	又は加		能食品	品である旨			限又は	又は加		能食品	
	賞味期	工所の		である				賞味期	工所の		である	
	限であ	所在地		旨 等				限であ	所在地		旨 等	
	る旨の	及び製	(略)					る旨の	及び製	(略)		
	文字を	造者又						文字を	造者又			
	を冠し	は加工						を冠し	は加工			
	た年月	者の氏						た年月	者の氏			
適用される品目	日※6	名				適用される品目		日※6	名			
1 マーガリン 〇	0	\circ			乳児用規格が適	1 マーガリン	0	0	0			
(略)				(略)	用される場合に	(略)					(略)	
13 保健機能食品	0	\circ		○ ※ 41	表示※45	13 保健機能食品	0	0	0		○ ※ 41	
14 添加物 〇	○ ※ 4	0				14 添加物	0	○ ※ 4	0			
※ 1 ~※ 38 (略)						※ 1 ~※38 (略)						

|※39 「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」(平成25年9月20日消食表第257号)|※39 「食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 別添1に基づいて表示すること。

等の施行について」(平成13年3月15日付け食発第79号厚生労働省医薬局食品保健部 長通知) 第2の2に基づいて表示すること。

※40~※44 (略)

※40~※44 (略)

※45 一般消費者がその表示内容等により乳児(1歳未満)向けの食品であると認識する可能性 が高いものが対象。ただし、ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう 。)、原料に茶を含む清涼飲料水、飲用に供する茶(緑茶(せん茶、玉露、ほうじ茶、玄米 茶)など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないもの。)については、飲料水の規 格が適用されるため、一般消費者がその表示内容等により乳児(1歳未満)向けの食品であ <u>ると認識する可能性が高いものであっても、乳児用の規格は適用されないこと。</u>

別表 2 (略) 別表 2 (略)

別表3(略) 別表3(略)

様式第1号~様式第3号(略)

様式第1号~様式第3号(略)